

選 択 約 款  
(カーボンフリー特約)

レ ジ ル 株 式 会 社

2024年 11月 1日 実 施

## 1 対象となるお客さま

- (1) この選択約款（カーボンフリー特約）（以下「この選択約款」といいます。）は、当社の電気需給約款〔高圧・特別高圧〕（以下、総称して「需給約款」といいます。）にもとづき、当該需給約款にて規定される需給契約（以下「需給契約」といいます。）に付加して適用する特約を定めるものです。
- (2) この選択約款は、需給約款の適用を受けるお客さまであって、この選択約款における特約の適用を希望し、当社との協議が調ったお客さまに適用いたします。

## 2 特約

この選択約款における特約は、カーボンフリー特約といたします。

## 3 特約の内容

カーボンフリー特約は、当社が、環境価値を有する証書等有する環境価値を付加することにより、実質的にCO<sub>2</sub>排出量がゼロとみなされる電気をお客さまに供給することを内容といたします。

## 4 特約の成立および適用期間

- (1) 特約は、お客さまが2（特約）に定める特約の適用を当社所定の様式により当社に申し込み、これを当社が承諾したときに成立いたします。
- (2) 特約の適用開始日は、お客さまから申し出のあった特約開始希望日（特約の申込日から1か月以降の日に限るものとし、当該期間を下回る日が指定された場合には、当該期間が経過した日の翌日といたします。）以降最初に到来する計量期間等の始期といたします。ただし、需給契約の成立と同時に特約が成立するお客さまから、契約の需給開始日を適用開始日とすることの申し出があった場合において、当社が承諾したときは、需給契約の需給開始日を特約の適用開始日といたします。
- (3) 特約の適用期間は、開始日から需給契約の終了日までとし、需給契約の契約期間が更新された場合、特約の適用期間も同一の期間更新されるものといたします。

## 5 特約の廃止

- (1) 特約の適用期間中において特約の適用を廃止することを希望するときは、あらかじめ当社所定の様式により当社に申し出いただくものといたします。この場合、お客さまから申し出のあった廃止希望日（申し出の日から3か月以降の日に限るものとし、当該期間を下回る日が指定された場合には、当該期間が経過した日の翌日といたします。）以降最初に到来する計量期間等の終期をもって、特約の適用を廃止いたします。
- (2) 需給契約が消滅したときは、当該需給契約の消滅日をもって、特約の適用を廃止いたします。

## 6 提供の中止等

当社は、天災地変、戦争、法令の制定または改廃、制度変更、取引環境の変化その他当社の責めによ

らない事由により特約の全部または一部の履行が困難となった場合は、当該特約の変更、提供を中止または終了する場合があります。この場合には、当社は対象となるお客さまに対し、特約の提供を中止または終了する日を当社が適当と認める方法により事前にお知らせいたします。また、当社は、これによりお客さまが受けた損害について、賠償の責めを負いません。

## 7 その他

- (1) この選択約款に定める事項は、需給契約とあわせて需給契約の一部を構成するものといたします。
- (2) この選択約款に定める事項について、需給約款に異なる定めがある場合は、当該事項については、需給約款によらず、この選択約款によるものとし、この選択約款に定めのない事項（この選択約款の変更ならびにこの選択約款の変更にもなう供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付に関する事項を含みます。）については、需給約款によるものといたします。この場合、当該定めのない事項に需給約款を適用するにあたっては、需給約款のうち「この需給約款」とあるのは、「この需給約款および選択約款」と読み替えるものといたします。

## 附 則

### 1 この選択約款の実施期日

この選択約款は、2024年11月1日から実施いたします。